第十四条の二第六項第二号中「ニまで」を「ホまで」に、「第八項第三号」を「次項第三号ロ及び第九項第三号」に改め、同条第九項中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号イ(1)中(iv)を(v)とし、(iii)の次に次のように加える。

(iv)　当該住宅取得等資金に係る法第三十八条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額（同号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、同号イ又はロのいずれかに定める金額）

第十四条の二第八項第一号イ(4)(i)中「写し」の下に「、当該被災家屋に係る売買契約書の写し」を加え、同号イ(4)(ii)中「写し」の下に「、被災家屋に係る売買契約書の写し」を加え、同項第二号イ(3)中「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　令第二十九条の二第六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる住宅用の家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号及び第三号に掲げる住宅用の家屋以外の住宅用の家屋　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める令第二十九条の二第六項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合における当該住宅用の家屋　当該住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

三　住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用の家屋の増改築等をした場合　第一号に定める書類又は前項第一号ホに定める書類

ロ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用の家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合　増改築等の工事が完了したときは遅滞なくイに定める書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第十六条第一号ハ中「前条第三項第四号」を「前条第二項第四号」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税を受けるための手続等）

第十六条の五　法第四十条の五に規定する財務省令で定める地方公共団体は、法第三十四条第一項に規定する指定地域内の市町村及び県（当該指定地域としてその全域が指定されている県に限る。）とする。

2　法第四十条の五に規定する財務省令で定める事項は、同条の公共施設その他の公益的施設と一体となった施設に係る次に掲げる事項とする。

一　当該施設の用途、当該用途の公用又は公共の用の別（以下この号において「用途別」という。）並びに当該用途別の床面積及びその整備に要する費用の額

二　当該施設の規模、構造及び所在地

三　当該施設の建築工事の完了及び引渡しの予定年月日

3　法第四十条の五の規定の適用を受けようとする同条に規定する信託会社等は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長又は県知事の証明書で、次に掲げる事項の記載があるものを添付しなければならない。

一　当該登記に係る建築物が法第四十条の五に規定する特定地方公共団体との信託契約に基づき建築されるものであること。

二　前号の信託契約が法第四十条の五各号に掲げる事項を内容とするものであること。

三　第一号の建築物が、令第三十一条の五第一項各号に規定する要件のいずれにも該当するものであり、当該信託契約において前項各号に掲げる事項が定められているものであること。

四　法第四十条の五に規定する特定施設中公用又は公共の用に供される部分以外の部分の床面積の合計及び当該特定施設の床面積の合計

五　前号の特定施設の建築工事の完了の予定年月日

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第一号の改正規定、第三条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五条の三第二項第一号の改正規定、第六条の二第一号の改正規定、第六条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第九条の二第一号の改正規定、第九条の三の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの省令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○財務省令第三十三号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第三十四条の三第二項、第六十三条の三第二項及び第六十三条の四第二項の規定に基づき、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　財務大臣　安住　淳

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の二」を「第七条の三」に、「第十一条の二」を「第十一条の四」に改める。

第一章第一節中第七条の二の次に次の一条を加える。

（特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する証明書）

第七条の三　令第三十四条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する地方公共団体等の同項に規定する特定駐留軍用地内の土地の譲渡が同項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨及び当該土地の譲渡に係る対価の額を証する書類とする。

第一章第二節中第十一条の二の次に次の二条を加える。

（特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の所得の特別控除）

第十一条の三　令第六十三条の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する地方公共団体等の同項に規定する特定駐留軍用地内の土地の譲渡が同項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨及び当該土地の譲渡に係る対価の額を証する書類とする。

（連結法人が特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の連結所得の特別控除）

第十一条の四　令第六十三条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する地方公共団体等の同項に規定する特定駐留軍用地内の土地の譲渡が同項の土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨及び当該土地の譲渡に係る対価の額を証する書類とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。